平成 31 年 2019年 1月号

常養士姓人今津法律事務所

今年1回目のニュースレターをお届け致し 弁護士法人 今津法律事務所

(債権法) 改正について〜法定利率①

平素より格別のご高配を賜り、

心よりお礼申し上げます。

ます。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。

弁護士

今津

改正点について、ご紹介致します。 今回と次回は、法定利率に関する となります よって来年の収入が103万円減

そのため、例えば、

後遺障害に

法定利率に関する改正の概要

少してしまう場合に認められる損

が導入されることになりました。 法定利率について、いずれも年3% 事債務は年6%)で固定されていた へ引き下げられるとともに、変動制 改正民法では、従来、年5%(商 00万円にとどまるとされていま す。これが中間利息の控除です。 く、来年までの利息を控除した1 害賠償請求は、103万円ではな

法定利率が引き下げられる理由

遅延損害金の算定や、中間利息控除 (当事者 それが市中金利を大きく上回る状 出金利を前提として定められたも 態が続いていたため、年3%に引 のでした。もっとも、現代では、 れた明治時代の市中の一般的な貸 き下げられることになりました。

間で算定方法の合意がない場合の)

そもそも、法定利率は、

法定利率が適用される主な場面

額の算定の場面で適用されます。

従来の年5%は、民法が制定さ

法定利率の引き下げによる影響

在の100万円と等しいのは…

例えば、金利が年3%の場合、

現

○1年後の103万円

×1年後の100万円

時

事ニュ

ース

※中間利息の控除とは

(法定利率に基づく場合の) 遅延 遅延損害金算定の場面では、

> 償金額の増加をもたらします。 面では、控除額の減少にともなう賠 損害金の減少をもたらします。 人が、後遺障害で全く働けなくなっ 例えば、年収500万円であった 他方、中間利息控除額の算定の場

になります。年5%で算定されてい いたとも言えるかもしれません。 たこれまでが、低く抑えられ過ぎて 年3%では、次のとおり異なること 【年5%の場合】 7686万円

利益に対する賠償金額は、年5%と てしまった場合の30年間分の逸失

中間利息を控除して算定します。) ニッツ係数」という数値を用いて、 (500万円×15. 372::※) (※実務上は、このような「ライプ (500万円×19°6…※) 【年3%の場合】 9800万円

ご紹介致します。 率に関する改正への対応について、 次回は、変動制の概要や、法定利

側き方改革関連法の

概要

₹100-0004 東京都千代田区 大手町 1-6-1 大手町ビル8階 **2** 03 - 5224 - 3235

時間以内などと定められました。 ①労働時間の上限規制 従来は、法令上、労働時間の絶

猶予されていました。しかし、 正後は、中小企業に対しても、

間外労働に対しては、通常の2 5%ではなく、50%の割増賃金 特別割増の中小企業への適用】 来、中小企業については、適用が の発生が定められていますが、従 法令上、月60時間を超える時

通じて2~6か月の平均が月80 6 (サブロク) 協定を締結したと が、改正後は、特別条項付きの3 対的な上限は存在しませんでした 上限が月100時間、かつ1年を しても、時間外労働は、単月の最 |②時間外月60時間超に対する

働者の労働時間の把握義務】 保存することが定められました。 要性が高いと考えられる改正内容 き方改革関連法のうち、実務上重 やや間が空いてしまい恐縮です 昨年6月29日に成立した働 0%の割増賃金が適用されます。

事業主は、労働者の意見を聴取し 後は、このうち年5日について、 与される労働者に関しては、改正 ③有給休暇の時季指定義務 10日以上の年次有給休暇が付

た上で、取得する時季を労働者ご

に絞って、ご紹介します。

できないとされています。 う必要はなく、また、行うことも 労働者に対しては、時季指定を行 数・基準日を明らかにした、年次 次有給休暇を請求・取得している とに定める必要があります。 有給休暇管理簿を作成し、3年間 について、労働者ごとに時季・日 また、事業主は、年次有給休暇 もっとも、既に年5日以上の年

管理監督者等については、事業主 ④管理監督者等を含む全ての労 従来は、割増賃金が発生しない 労働時間を客観的に把握する

> ことは義務付けられていませんで ことが義務付けられます。 者等を含む全ての労働者につい の健康管理の観点から、管理監督 した。しかし、改正後は、労働者 て、労働時間を客観的に把握する

が、事業主に課せられます。 内容・理由等に関する説明義務 止)等に関して、統一的に規定が 社員に対する待遇差の説明義務】 に対する、正規社員との待遇差の 整備されるとともに、非正規社員 の均衡待遇 た、非正規社員の正規社員との間 【⑤同一労働・同一賃金、非正規 従来から部分的に定められてい (不合理な待遇差の禁

2020年) 4月1日、②は20 中小企業は2021年) 4月1日 23年4月1日、③④は本年4月 1日、⑤は2020年(ただし、 ①は本年(ただし、中小企業は それぞれ施行されます。

「リスクを回避する解雇・労働契約の終了」 セミナー開催のご報告

消

払義務を確認する訴訟を提起し、②消費者団体が勝訴した場合、個々の消費者は、手続に加

簡易に被害回復を受けられるという、二段階の手続となっています。

です。①まず、認定を受けた消費者団体が、事業者に対し、相当多数の消費者に共通する支

日本版クラスアクションは、消費者被害の泣き寝入りの防止を目的として導入された制度

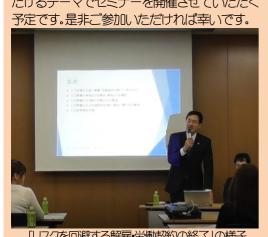
費者団体が、同法に基づき、受験料等の返還義務の確認を求める訴訟を提起しました。 よれば、昨年(平成30年)12月17日、医学部入試で不正があった東京医大に対し、 から施行されましたが、これまで同法に基づく提訴例はありませんでした。しかし、報道に

「日本版クラスアクション」を導入する消費者裁判手続特例法が、平成28年10月1日

〜消費者裁判手続特例法に基づく初の提訴例〜

入することによって、

平成30年10月17日(水)に、弊所主催のセミ ナー「リスクを回避する解雇・労働契約の終了」を 無事開催することができ、おかげさまで多数のお 客様にお越しいただきました。誠にありがと ざいました。今後も、皆様にご興味を持っていた ーマでセミナーを開催させていただく 予定です。是非ご参加いただければ幸いです



「リスクを回避する解雇・労働契約の終了」の様子

便 L) 局 改 町 修 手

ビル大 皆様、本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。 当事務所が入居している「大手町ビル」は 1958 年 竣工で、昨年末から大規模改修を行っています。 外装のデザイン改修をはじめ、完成後には、「屋上 庭園」の整備もされるようです。今は、ビル全体が 工事シートに覆われていますが、ビルの中は、これ までと変わらず、弊所も営業しております。工事完 了は2021年3月の予定と聞いています。まだし ばらく先ですが、今から完成が待ち遠しいです♪

規模の大小を問わず、多くの企業のお客様が、弊所を顧問弁護士事務所としてご依頼くださっています。契約書や社内規則の作成・修正、コンプライアンスに関するご相談、訴訟 紛争対応など、ご遠慮なく、info@imazulaw.com 又は代表電話 (**2**03-5224-3235) へご連絡頂ければ幸いです。発行日: 平成 31 年 1 月 24 日 発行元: 弁護士法人今津法 地:東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 8 階 当レターがご不要である方は、大変お忙しいところ恐れ入りますが、info@imazulaw.com へご連絡頂ければと存じます。 発行元: 弁護士法人今津法律事務所 所在